

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市における地域公共交通の安定的な運行及び地域の移動手段を確保するため、奈良交通株式会社の「北生駒傍示線」及び「富雄北生駒線」の運行に要する経費に対して、予算の範囲内において北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、奈良交通株式会社とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、奈良交通株式会社の運行する「北生駒傍示線」及び「富雄北生駒線」の生駒市内区間（以下、「補助対象路線」という。）に係る経常費用と経常収益（当該路線運行に対する国の補助金を含む）との差額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、生駒市一般会計予算に定める額を上限とする。

(補助対象期間)

第4条 前条に定める補助金が対象とする期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和9年2月28日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象路線に係る運行計画書

(2) 補助対象経費計算書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、30日以内にその内容を審査し、適当と認めたものについて第3条に定める補助金の上限の範囲内において、交付の決定を行い、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の申請に係る審査にあたり、申請者に対し必要に応じて事業の実施状況に関する検査、報告、または是正のための措置を求めることができる。

(交付決定の変更申請)

第7条 申請者は、交付決定した補助事業の内容を変更する場合（補助金の額に影響しない軽微な変更をのぞく）には、補助金交付決定変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象路線に係る運行計画書

(2) 補助対象経費計算書

(交付決定の変更)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、30日以内にその内容を審査し、適当と認めたものについて第3条に定める補助金の上限の範囲内において、交付決定の変更を行い、申請者に対し補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の申請に係る審査にあたり、申請者に対し必要に応じて事業の実施状況に関する検査、報告、または是正のための措置を求めることができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、第3条に定める補助対象経費の額が確定したときは、令和9年3月31日までに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

・ 補助対象経費計算書

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、生駒市から補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取り消しを行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付を受けた者について、第12条及び第13条の規定は、前項に規定する日以降もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

生駒市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付申請書

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金の交付を以下のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助対象路線に係る運行計画書及び補助対象経費計算書
別紙のとおり

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 号 日

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

生駒市長 印

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金は、以下のとおり交付を決定します。

1 補助金の額 金 円

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

生駒市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金については、北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり交付決定の変更を申請します。

- 1 変更後の交付申請額 金 円
- 2 補助対象路線に係る運行計画書及び補助対象経費計算書
別紙のとおり

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 号 日

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

生駒市長 印

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで交付決定変更申請のあった北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金については、以下のとおり交付決定を変更します。

1 変更後の補助金額 金 円

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

生駒市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金実績報告書

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金に係る補助対象経費の額が確定したので、北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり報告します。

1 補助申請額 金 円

2 補助対象経費計算書
別紙のとおり

様式第6号(第10条関係)

第 年 月 号 日

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

生駒市長 印

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金の額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました、北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金については、北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金交付要綱第10条の規定により、以下のとおり額を確定したので通知します。

1 補助金の額 金 円

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

生駒市長 殿

所在地
団体名
代表者名
印

北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金請求書

年 月 日付け第 号で補助金額確定通知のあった北生駒傍示線・富雄北生駒線運行補助金を以下のとおり請求します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 振込先口座